

事業所税の使途

事業所税は、地方税法第 701 条の 30 の規定により、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源（市負担分）に充当しています。

《事業所税の使途の状況》

事業所税収入額 1,688,928千円

(単位：千円)

区 分		令和元年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 事業所税 充当額
			特 定 財 源			一般財源 (市負担分)	
			国県支出金	地方債	その他		
事業 費 等 の 内 訳	道路等整備事業	2,454,508	317,670	438,800	5,664	1,692,374	567,338
	廃棄物処理施設等整備事業	1,659,858	20,485	783,400	5,261	850,712	285,186
	学校・図書館等整備事業	3,167,949	107,020	1,282,700	1,857	1,776,372	595,497
	社会福祉施設等整備事業	2,188,039	1,508,452	498,100	1,017	180,470	60,499
	防災等その他の事業	674,500	0	303,800	0	370,700	180,408
合 計		10,144,854	1,953,627	3,306,800	13,799	4,870,628	1,688,928